

【自治会規約の例】

〇〇自治会規約

（名称及び事務所）

第 1 条 本会は、〇〇自治会と称し、事務所を会長宅に置く。

（区域及び会員）

第 2 条 本会は〇〇町〇〇丁目に居住する全世帯をもって構成する。

（目的）

第 3 条 本会は会員相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みよいまちづくりを行うことを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）地域の環境衛生整備に関すること
- （2）会員相互の親睦に関すること
- （3）その他、本会の目的達成に必要な事業

（役員）

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|---------|-----|
| （1）会 長 | 1名 | （4）書 記 | 2名 |
| （2）副会長 | 2名 | （5）会計監査 | 2名 |
| （3）会 計 | 2名 | （6）幹 事 | 若干名 |

（役員を選出）

第 6 条 1. 役員は各班において選出する。
2. 会長、副会長、会計、書記、会計監査及び幹事は役員による互選とする。

（役員の仕事）

第 7 条 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計は本会の会計業務を担当し、本会の運営に参加する。
4. 書記は議事録の作成と情報の伝達を担当し、本会の運営に参加する。
5. 会計監査は、本会の会計業務を監査し、本会の運営に参加する。
6. 幹事は班を代表して本会の運営に参加する。

（役員の任期）

第 8 条 1. 役員の仕事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠役員の仕事の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条

1. 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 定例総会 毎年1回開催し、予算、決算の承認、会務の報告、その他重要事項を審議決定する。
- (2) 臨時総会 会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要請があったとき及び役員会で臨時総会を開くことを決めたときに開催する。
- (3) 役員会 役員全員で構成し、具体的な実行方法を策定するため必要に応じ随時開催する。

2. 会議は会長が召集し、過半数の出席で成立する。ただし、委任状も出席とみなす。

3. 議事は会議の出席者の過半数で決める。

(経費)

第 10 条

1. 本会の経費は会費及びその他の収入をもって充てる。

2. 会費は1戸につき月額〇〇円とし、月末までに役員が徴収し、会計に納入する。

3. 新規入居者の会費は、翌月より徴収し、納入する。

4. 会員の死亡による弔慰金は〇〇円とする。

5. 会員は会計監査を通じて会計関係帳簿を閲覧することができる。

(会計年度)

第 11 条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改定)

第 12 条

本会の規約を変更しようとするときは、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

(委任)

第 13 条

その他必要な事項は役員会の議決により決める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。